調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

基本票で把握した介護保険制度における全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした((介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導並びに医療施設がみなしで行っている(介護予防)訪問看護及び(介護予防)通所リハビリテーションを除く)。

	基基	基本票		詳細票		
	施設・事業所数		回収施設・		回収率(%)	
	1)	集計施設・ 事業所数 2)	事業所数 3)	集計施設・ 事業所数 4)	3)/1)	
介護予防サービス事業所						
介護予防訪問介護	34 086	33 060	27 048	26 505	79.4	
介護予防訪問入浴介護	2 130	2 085	1 700	1 664	79.8	
介護予防訪問看護ステーション	7 987	7 744	7 248	7 071	90.7	
介護予防通所介護	39 818	39 383	34 080	33 837	85.6	
介護予防通所リハビリテーション	7 336	7 162	6 757	6 595	92.1	
介護予防短期入所生活介護	9 807	9 782	9 003	8 982	91.8	
介護予防短期入所療養介護	5 298	5 223	4 846	4 780	91.5	
介護予防特定施設入居者生活介護	4 162	4 158	3 810	3 807	91.5	
介護予防福祉用具貸与	8 050	7 821	6 249	6 125	77.6	
特定介護予防福祉用具販売	8 226	7 996	6 394	6 258	77.7	
地域密着型介護予防サービス事業所						
介護予防認知症対応型通所介護	4 079	3 892	3 680	3 524	90.2	
介護予防小規模多機能型居宅介護	4 105	4 074	3 549	3 527	86.5	
介護予防認知症対応型共同生活介護	12 220	12 165	11 048	11 003	90.4	
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 567	4 564	4 258	4 255	93.2	
居宅サービス事業所						
訪問介護	34 992	33 911	27 682	27 107	79.1	
訪問入浴介護	2 310	2 262	1 852	1 814	80.2	
訪問看護ステーション	8 164	7 903	7 401	7 214	90.7	
通所介護	42 145	41 660	35 831	35 568	85.0	
通所リハビリテーション	7 470	7 284	6 869	6 698	92.0	
短期入所生活介護	10 278	10 251	9 428	9 405	91.7	
短期入所療養介護	5 461	5 382	4 998	4 928	91.5	
特定施設入居者生活介護	4 458	4 452	4 078	4 073	91.5	
福祉用具貸与	8 209	7 961	6 330	6 196	77.1	
特定福祉用具販売	8 251	8 018	6 410	6 272	77.7	
地域密着型サービス事業所						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	486	471	404	391	83.1	
夜間対応型訪問介護	236	217	173	162	73.3	
認知症対応型通所介護	4 443	4 253	3 980	3 819	89.6	
小規模多機能型居宅介護	4 663	4 630	4 031	4 007	86.4	
認知症対応型共同生活介護	12 511	12 497	11 316	11 306	90.4	
地域密着型特定施設入居者生活介護	288	288	261	261	90.6	
複合型サービス	164	164	147	147	89.6	
地域密着型介護老人福祉施設	1 692	1 691	1 599	1 599	94.5	
居宅介護支援事業所	40 463	38 837	34 815	33 695	86.0	
介護保険施設						
介護老人福祉施設	7 251	7 249	6 764	6 764	93.3	
介護老人保健施設	4 099	4 096	3 741	3 741	91.3	
介護療養型医療施設	1 529	1 520	1 429	1 422	93.5	

注:1)施設・事業所数は、休止中の施設・事業所数を含む。

²⁾ 基本票の集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。

³⁾回収施設・事業所数は、調査した結果、回収のあった施設・事業所数である。

⁴⁾詳細票の集計施設・事業所数は、回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

3 調査の時期

平成26年10月1日

4 調査事項

(1) 基本票

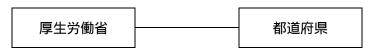
施設基本票: 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員事業所基本票: 法人名、事業所名、所在地、活動状況

(2) 詳細票

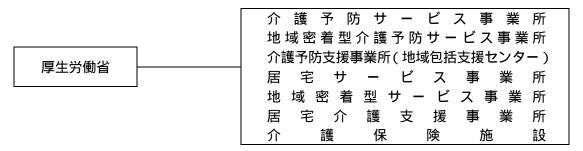
介護保険施設: 開設・経営主体、在所者数、居室等の状況、従事者数等 居宅サービス事業所等: 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

5 調査の方法及び系統

(1) 基本票



(2) 詳細票



調査の方法及び系統について

- ・ 平成20年調査までは、施設・事業所に対し都道府県・指定都市・中核市による調査票の配布・回収(一部の調査票は厚生労働省(平成20年調査のみ、厚生労働省が委託した民間事業者)による郵送)により調査を実施した。
- ・ 平成21~23年調査は、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・ 回収(郵送)により調査を実施した。
- ・ 平成24年調査からは、行政情報から把握可能な項目については、都道府県に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収(郵送)により調査を実施した。

6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合・統計項目のあり得ない場合・計数不明又は計数を表章することが不適当な場合…表章単位の1/2未満の場合0.0減少数(率)の場合

- (2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。
- (3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。